

大口町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた農業者等の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することにより、地域農業の安定的発展を図るため、農業者が借入れた経営発展に必要な資金に対して利子補給金を交付するものとする。その交付については、町費補助金等の予算執行に関する規則(昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(利子補給対象資金)

第2条 前条の規定により利子補給を行う資金は、農業経営基盤強化資金(経営体育成総合融資制度基本要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達)第1の2の(1)に定める資金)とする。

(利子補給率、補給金額等)

第3条 利子補給率は、農林漁業金融公庫の貸付利率3.5パーセントと実質金利(農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達)第2の4の(2)に定める金利)の差の3分の1とする。

〈財投金利水準〉	〈実質金利〉	〈利子補給率〉
1. 1%未満	1. 1%	0. 8 %
1. 3%未満	1. 3%	0. 73 %
1. 7%未満	1. 7%	0. 6 %
1. 8%未満	1. 8%	0. 57 %
1. 9%未満	1. 9%	0. 53 %
2. 0%以上5. 0%未満	2. 0%	0. 5 %
5. 0%以上6. 5%未満	2. 5%	0. 33 %
6. 5%以上	3. 0%	0. 17 %

2 交付する利子補給金の額は、利子補給対象者の1月1日から12月31日までに
払込期日の到来した利子の合計額を償還利率で除して得た額に、前項で規定する利
子補給率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、期間中の利子には遅延損害金及
び違約金は含まないものとする。

(利子補給対象者)

第4条 利子補給の対象者は、第2条に規定する資金を借入れた本町に住所を有する
農業者とする。

2 利子補給金の交付を希望する農業者は、農業経営基盤強化資金の借入れ申込み時
に農業経営基盤強化資金利子補給対象者承認申請書(様式第1。以下「利子補給対
象者承認申請書」という。)を、金融機関を経由して町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の利子補給対象者承認申請書を受理したときは内容を審査し、利子
補給の対象者として適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子補給対象者
承認書(様式第2)を、金融機関を経由して農業者に交付するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給対象者としての承認を受け、利子補給金の交付を希望する農業者は、
農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書(様式第3の1又は3の2。以下「交
付申請書」という。)に農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請明細書(様式第
4)又は農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請計算書(様式第5の1又は5
の2)を添付して1月末日までに町長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認め規則
第6条による交付決定をした場合は、規則第7条の規定により農業経営基盤強化資
金利子補給金交付決定通知書(様式第6)を2月20日までに農業者に交付する。

(利子補給金の交付)

第7条 農業者は、利子補給金の交付決定後、農業経営基盤強化資金利子補給金交付
請求書(様式第7の1又は7の2。以下「交付請求書」という。)を3月5日まで
に町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の交付請求書に基づき、利子補給金を速やかに農業者に交付するも

のとする。

(申請手続の委任)

第8条 利子補給金の交付を希望する農業者が、第5条及び第7条に規定する利子補給の交付申請、請求及び受領に関する権限を農業経営基盤強化資金の借入申込みを行った融資機関に委任状(様式第8)を提出することで、融資機関は農業者からの委任を受けてまとめて行うことができるものとする。

(交付手続の特例)

第9条 この要綱による利子補給金の交付については、規則第10条による実績報告は省略するものとし、額の確定は、第7条の請求書の受理を持って行ったものとみなす。

附 則(平成7年8月23日 大口町告示第57号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定による補助金額の計算は、施行日の前日までに貸付実行された農業経営基盤強化資金についても、この要綱を適用する。

附 則(平成11年6月28日 大口町告示第49号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸付決定された利子補給対象者ごとに適用される利子補給率については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日 大口町告示第68号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 大口町告示第68号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。